

本裁決書は、行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

上記審査請求人から令和 5 年 3 月 27 日付けで提起のあった霧島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づく「保有個人情報不開示決定」（以下「本件処分」という。）に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち「生活保護変更通知書（第 20 号様式）」に係る処分に対する審査請求を認容し、当該文書に係る処分を取り消す。

本件処分のうち「生活保護廃止通知書（第 21 号様式）」に係る処分に対する審査請求は、棄却する。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人の申立ての要旨は、霧島市長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 12 月 28 日付け生福第 314 号で行った「保有個人情報不開示決定」のうち、「生活保護変更通知書（第 20 号様式）」及び「生活保護廃止通知書（第 21 号様式）」の開示請求に係る処分を取り消し、全部を開示するよう求めるものであり、その理由として、(1)のとおり主張した。

(1) 理由

別紙のとおり。

2 当庁の判断

(1) 当庁は、条例第 44 条の規定により、令和 5 年 6 月 19 日に、本件審査請求について、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

(2) 令和 6 年 2 月 27 日付け霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第 2 号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

『1 本件開示請求書による対象となった「原本」について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求書の対象となった公文書の「原本」を保有していないことが違法であるとの主張を行っているが、当審査会は、保有個人情報開示請求書の対象となった公文書に対して処分庁が行った処分が妥当であったかどうか

を審査するものであることから、当審査会では、このような主張に対する判断は行わない。

2 同一生計の認定について

審査請求人は、処分庁が被相続人の生活保護決定において被相続人の配偶者及び子一人の生活保護法による同一世帯の認定を行っていないことが違法であるとの主張も行っているが、当審査会は、保有個人情報開示請求書の対象となった公文書に対して処分庁が行った処分が妥当であったかどうかを審査するものであることから、当審査会では、このような主張に対する判断は行わない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 「生活保護変更通知書（第 20 号様式）」について

処分庁は、「生活保護変更通知書（第 20 号様式）」について、システムから出力した原本を〇〇〇〇氏本人へ送付しており、市として書面を保管していないとの理由から、本件処分を行っている。また、生活保護費の支給内容を変更したというデータは、システム内に残っているが、生活保護変更通知書の形式として残っているだけでなく、文書形式として出力した場合、発信番号が自動付番され新たな文書が作成されるため、原本とは異なる文書となると主張している。

しかしながら、霧島市個人情報保護事務取扱規程（平成 28 年霧島市訓令第 8 号）第 13 条第 3 項第 4 号イにおいて、「電磁的記録に記録されている情報が日々更新されるような場合は、原則として、開示請求に対する開示決定等までに出力したものにより開示を行う」と規定されている。

したがって、処分庁が当該公文書を作成しており、生活保護システムから出力することができるのであれば、たとえ発信番号が自動付番され新たな文書が作成される場合であっても、開示決定までに出力した公文書を開示すべきである。

(2) 「生活保護廃止通知書（第 21 号様式）」について

「生活保護廃止通知書（第 21 号様式）」について、その存否に関し当審査会において調査を行ったところ、当該公文書は存在しないことが認められた。

なお、処分庁は、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていないとの理由で本件処分を行っているが、本来であれば、「単身の被保護者が死亡した場合は、通知の相手方が亡くなっていることから廃止通知を行っていない」旨も記載すべきであったことを指摘しておきたい。』

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和6年3月13日

審査庁

霧島市長 中重 真一



上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和6年 月 日

審査庁

霧島市長 中重 真一



(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙)

第4 審査請求の理由

1 生活保護変更通知書(第20号様式)

- (1) 処分庁は、「生活保護変更通知書については、システムから出力した原本を[]氏本人へ送付しており、市として書面を保管していないため。」を理由に、当該変更通知書を不開示とした。
- (2) しかし、「国家行政組織法第8条」に基づく総務省の審議会等における霧島市行政不服審査会の置かれた最上級行政庁である処分庁は、国家行政組織法及び行政不服審査法上の行政機関である。よって、処分庁は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年2月16日政令第41号)」が適用される。
- (3) 上記より、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条第1項(行政文書の管理に関する定め)第3号」における「行政文書を専用の場所において適切に保存することとするものであること。」及び「同法第16条第1項第4号」における「当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該行政文書の保存期間の基準は、別表第二の上欄に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれその作成又は取得の日(これらの日以後の特定の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、当該特定の日)から起算して同表の下欄に定める期間(別表行政文書の最低保存期間基準)以上の期間とすること。」を遵守しておらず違法である。
- (4) また、処分庁は、当該変更通知書の原本をシステムから出力したと主張しているため、システム内における当該変更通知書の原本の保有を処分庁自ら認めており、処分庁の当該変更通知書の原本の保有は明白である。
- (5) 上記より、処分庁の「システムから出力した原本を[]氏本人へ送付しており、市として書面を保管していない」との主張は、システム内に保管している原本を不開示とするための意図的な虚偽であり、審査請求人に対する不当及び違法行為である。
- (6) さらに、審査請求人を含む法定相続人の相続財産が、[](以下「被相続人」

という。)及び法定相続人の家に侵入(住居侵入)し、何者かによって盗まれ(窃盗)、それが多発及び継続しており危機的な状況である。よって、審査請求人を含む法定相続人の権利利益を保護する必要があるため、処分庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人を含む法定相続人の保護の観点から全部開示されなければならない。

- (7) 上記より、御庁の当該変更通知書の未保管を理由とする不開示決定は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」及び「霧島市個人情報保護条例第17条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は処分庁に対し、処分庁保管の第20号様式による当該変更通知書の原本の全部開示を求める。

2 生活保護廃止通知書(第21号様式)

- (1) 処分庁は、「 氏については、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていないため。」を理由に、当該変更通知書を不開示とした。
- (2) しかし、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日)(社発第246号)第1世帯の認定」において、「1居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合」が通知されている。その一つに「(3)夫婦間又は親の未成熟の子(中学3年以下の子をいう。以下同じ。)に対する関係(以下「生活保持義務関係」という。)にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合」がある。
- (3) また、被相続人の配偶者及び子は、十数年前から配偶者の就労及び子の就学等のため、被相続人とは別の住所地に住んでいたが同一生計であったため、上記2-(2)の生活保護法による同一世帯に該当する。なお、被相続人の配偶者及び子の一人は、被相続人が契約している賃貸物件に住んでいる等、被相続人と同一生計であったため、被相続人の生活保護決定により、生活保護法による同一世帯の認定をしなければならないが、処分庁は、被相続人の生活保護決定において被相続人の配偶者及び子の一人の、生活保護法による同一世帯の認定をしていない。

- (4) さらに、処分庁は、令和4年5月18日付「 氏に係る霧島市保健福祉部生活福祉課の対応について（回答）生福第51号」において、「ご家族の資産及び収支の状況等の個人情報の取得はしておりません。」と回答している。つまり、処分庁は、審査請求人を含む法定相続人の資産及び収支の調査を行っておらず、処分庁が、被相続人の配偶者及び子が被相続人と同一生計及び生活保護法における同一世帯であるか否かを、意図的に調査せず、被相続人の配偶者及び子の一人に対し生活保護法による同一世帯の認定をしていないことは明白である。上記より、処分庁の被相続人の配偶者及び子の一人に対する当該行為は生活保護法における不当及び違法行為である。
- (5) 上記より、処分庁は、被相続人と同一生計及び生活保護法による同一世帯である被相続人の配偶者及び子の一人に対し、被相続人の生活保護決定により、生活保護決定通知書（第19号様式）の作成及び通知をしなければならない。しかし、処分庁は被相続人と同一生計及び生活保護法による同一世帯である被相続人の配偶者及び子の一人に対し、生活保護法による同一世帯の認定及び生活保護決定通知書（第19号様式）の作成及び通知をしていない。よって、処分庁は、被相続人の配偶者及び子の一人に対し、生活保護法による同一世帯の認定をし、生活保護法による保護費の支給をしなければならない。また、被相続人の死亡により生活保護が廃止された場合、被相続人の配偶者及び子の一人に対し、「生活保護廃止通知書（第21号様式）」を作成及び通知しなければならない。しかし、処分庁は被相続人の配偶者及び子の一人に対し、これらのいずれも行っておらず、処分庁の被相続人の配偶者及び子の一人に対する当該行為は、生活保護法における不当及び違法行為である。
- (6) 上記より、処分庁の 氏については、通知ではなく本人の死亡により生活保護が廃止されており、生活保護廃止通知書は作成されていないため。」との不開示決定は、生活保護法を遵守しておらず違法であり、最上級行政庁である処分庁としてあるまじき行為である。よって、審査請求人は処分庁に対し、被相続人の配偶者及び子の一人に対し、生活保護法による同一世帯の認定、第19号様式による生活保護決定通知書の作成及び通知、保護費の支給及び第21号様式による当該廃止通知書の作成及び通知を求める。

以上